

## 注意事項（飲食店向け）

### 【事業の目的】

当事業は、外出自粛の影響で売上が落ち込んでいる飲食店を支援するため、タクシー会社が代行する宅配に係る費用を補助することにより、飲食店の需要の増加による経営基盤の安定化を図ることを目的とする。

### 【事業の対象者】

対象者は、市内に所在のある下記の条件を満たす飲食店とします。

- ・管轄の保健所より飲食店営業許可を受けていること
- ・令和2年4月1日以前より宅配を実施していない飲食店

### 【事業実施期間】

当事業の実施期間は、令和2年5月8日（金）～令和2年6月30日（火）までとします。ただし、事業の予算を踏まえ、期間の短縮もあり得るものとする。

### 【宅配依頼について】

お客様から注文を受け次第、各地区担当タクシー会社に宅配を依頼して下さい。お客様には調理から宅配に係る時間を考慮し、余裕も持った宅配予定時間をお伝えください。また、地区担当タクシーの待機状況により配車が遅くなる場合は、隣接地区担当タクシー会社へ依頼するなどの対応をお願いします。

### 【宅配可能な商品の金額について】

合計1500円以上のご注文の場合に宅配にかかるタクシーの費用を市が補助します。

### 【宅配に係る補助上限額について】

うるま市からの宅配運賃の補助額は1500円が上限です。1500円を超える額はお客様の負担となることを必ずお伝えください。また、午後10時以降は深夜割増料金となりますので、遅い時間帯に注文を受ける際にはお客様への説明をお願いします。

### 【商品宅配時の品質保証について】

宅配においては商品を車両で運送するため、店舗内で提供する商品と同等の品質を保証できるものではありません。その旨、お客様にご理解頂けるようご協力よろしくお願いします。

飲食店の皆様には商品の性質及び車両による運送に適した容器を準備して頂くなど、商品の破損を防ぐための協力をお願いします。万が一、運送中に商品が破損し商品価値を失った場合は市が損失を補償しますが、飲食店におかれましては、お客様に説明後、再度商品を調理しタクシー会社への宅配依頼をお願いします。

タクシー会社は商品を保温容器で保温して運送するものとし、配送中にも運転手が商品に触れることはありません。飲食店におかれても調理から食事までの時間を考慮した注文を受けるなど、食中毒等事故が生じないよう細心の注意をお願いします。万が一、当該事故等が発生した場合、市は責任を負いかねますのでご理解の程をお願いします。

### 【関連法令の遵守について】

それぞれの飲食店が保健所の許可を超えた業態・販売形態で商品を提供することがないように注意し、飲食における関係法令を遵守の上、当事業をご利用下さい。

### 【個人情報について】

商品の代金はタクシー会社一時建て替えとなります。お届け先不明を防ぐため、住所等お客様の個人情報に間違いが無いようお願いします。また、取得した個人情報は、各飲食店で責任を持って管理をお願いします。